

2023年度 課程修了者の日本語能力習得状況等

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号：大学等への進学者，入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交・公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者及び日本語教育の参照枠・A2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	○

基準該当者数割合 ②÷(①+③)	97.5%
① 課程修了者数	110
② 基準該当者（実人数）	116

③ 「基準該当者合計数（実人数）」のうち退学者数（44号ただし書き）	9
------------------------------------	---

基準該当者の内訳

	2年課程	1年半課程
a. 大学等への進学者数 ※我が国での進学に限り，非正規生は除く。	90	13
b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数	7	1
c. 日本語教育の参照枠A1相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。	78	12

*）該当する要件が二以上ある生徒は、a～c それぞれに計上